

香川県条例第17号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1	略			1	略		
2	公の施設の使用料			2	公の施設の使用料		
(1)～(12)	略			(1)～(12)	略		
(13) 香川県 産業技術セ ンター	機器使用料 エネルギー分散型X 線マイクロアナライ ザー エネルギー分散型X 線マイクロアナライ ザー（走査電子顕微 鏡として使用する場 合に限る。） 電界放出型分析走査 電子顕微鏡 多軸同時振動試験装 置 三次元造形装置 X線探傷装置	略 <u>1時間 当たり</u> <u>1時間 当たり</u> 略 <u>1時間 当たり</u>	 <u>5,180円</u> <u>9,210円</u> <u>3,300円</u>	(13) 香川県 産業技術セ ンター	機器使用料 エネルギー分散型X 線マイクロアナライ ザー 多軸同時振動試験装 置 三次元造形装置	略 略 略	

	超精密平面研削盤	略	
	略		
	熱間等方圧加圧装置	略	
	X線回折装置	略	
	略		
(14)～(24) 略			
(25) 香川県 青年センタ ー	<u>大会議室</u>		
	一般利用	午前9時から 午後9時まで	<u>10,380円</u>
	特別利用	午前9時から 午後9時まで	<u>5,190円</u>
	<u>中会議室</u>		
	一般利用	午前9時から 午後9時まで	<u>6,900円</u>
	特別利用	午前9時から 午後9時まで	<u>3,450円</u>
	<u>小会議室</u>		
	一般利用	午前9時から 午後9時まで	<u>3,420円</u>
	特別利用	午前9時から 午後9時まで	<u>1,710円</u>

	超精密平面研削盤	略	
	略		
	熱間等方圧加圧装置	略	
	<u>走査型電子顕微鏡</u>	<u>1時間 当たり</u>	<u>2,970円</u>
	X線回折装置	略	
	略		
(14)～(24) 略			
(25) 香川県 青年センタ ー			
	<u>講堂又は大会議室</u>		
	一般利用	<u>1日に つき</u>	<u>6,180円</u>
	特別利用	<u>1日に つき</u>	<u>3,090円</u>
	<u>小会議室</u>		
	一般利用	<u>1日に つき</u>	<u>3,120円</u>
	特別利用	<u>1日に つき</u>	<u>1,560円</u>

野外活動場 一般利用	時まで 午前9 時から 午後9 時まで	6,180円
特別利用	午前9 時から 午後9 時まで	3,090円
宿泊施設 洋室 一般利用	1人に つき1 泊	1,740円
特別利用	1人に つき1 泊	1,120円
和室 一般利用	1人に つき1 泊	1,500円
特別利用	1人に つき1 泊	1,000円

略
 特別利用の形態、午前9時前又は午後9時後の時間において利用する場合その他規則で定める場合の使用料並びに大会議室、中会議室及び小会議室の冷暖房使用料は、別に規則で定める。

(26)～(36) 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～106 略			

野外活動場 一般利用	1日に つき	6,180円
特別利用	1日に つき	3,090円
宿泊施設 洋室 一般利用	1人に つき1 泊	1,120円
特別利用	1人に つき1 泊	560円
和室 一般利用	1人に つき1 泊	900円
特別利用	1人に つき1 泊	450円

略
 特別利用の形態、使用時間を分割する場合の使用料及び冷暖房使用料は、別に規則で定める。

(26)～(36) 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～106 略			

107 危険物
製造所等許
可検査等申
請手数料

消防法（昭和23年法律
第186号。以下この項
において「法」という。）
第11条第1項前段の許
可（以下この項におい
て「設置許可」という。）

略

特定屋外タンク貯蔵
所（浮き屋根を有す
る特定屋外貯蔵タン
クのうち地方公共団
体の手数料の標準に
関する政令に規定す
る総務省令で定める
金額等を定める省令
（平成12年自治省令
第5号。以下この項
において「省令」と
いう。）第1条の2
に規定する特定屋外
貯蔵タンクに係る特
定屋外タンク貯蔵所
（以下この項におい
て「浮き屋根式特定
屋外タンク貯蔵所」
という。）、浮き蓋
付きの特定屋外貯蔵
タンクのうち省令第
1条の3に規定する
特定屋外貯蔵タンク
に係る特定屋外タン
ク貯蔵所（以下この
項において「浮き蓋

107 危険物
製造所等許
可検査等申
請手数料

消防法（昭和23年法律
第186号。以下この項
において「法」という。）
第11条第1項前段の許
可（以下この項におい
て「設置許可」という。）

略

特定屋外タンク貯蔵
所（岩盤タンクに係
る屋外タンク貯蔵所
を除く。）

付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)

略

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの

1件

112万円

危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの

1件

133万円

危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの

1件

148万円

危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの

1件

183万円

危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの

1件

212万円

略

<p>もの 危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の もの</p>	<p>1 件</p>	<p>433万円</p>					
<p>もの 危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の もの</p>	<p>1 件</p>	<p>557万円</p>					
<p>もの 危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上のもの</p>	<p>1 件</p>	<p>677万円</p>					
<p>岩盤タンクに係る屋 外タンク貯蔵所 略</p>					<p>岩盤タンクに係る屋 外タンク貯蔵所 略</p>		
<p>略 法第11条第1項後段の 規定による変更の許可 (以下この項において 「変更許可」という。)</p>	<p>1 件</p>	<p>設置許可に係 る手数料の区 分(特定屋外 タンク貯蔵所 等にあつては、 省令第2条各 号に定める場 合には、特定 屋外タンク貯 蔵所等以外の 屋外タンク貯 蔵所とみなし て、当該区分) に依り、それ ぞれ当該手 料の額の2分 の1に相当す</p>			<p>法第11条第1項後段の 規定による変更の許可 (以下この項において 「変更許可」という。)</p>	<p>1 件</p>	<p>設置許可に係 る手数料の区 分(特定屋外 タンク貯蔵所 等にあつては、 地方公共団体 の手料の標 準に関する政 令に規定する 総務省令で定 める金額等を 定める省令(平 成12年自治 省令第5号) 第2条各号に 定める場合に は、特定屋外</p>

			る額
	略		
108~244 略			
245 指定居宅サービス事業者指定申請手数料	略		
246 指定居宅サービス事業者指定変更申請手数料		1件	1万円
246の2 指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料	略		
246の3~246の8 略			
246の9 介護老人保健施設開設許可更新申請手数料	略		

			タンク貯蔵所等以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、当該区分)に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額
	略		
108~244 略			
245 指定居宅サービス事業者指定申請手数料	略		
246 指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料	略		
246の2~246の7 略			
246の8 介護老人保健施設開設許可更新申請手数料	略		
246の9 指定介護療養		1件	43,000円

246の10 指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料	略		
246の11~374 略			
375 香川県産業技術センター手数料	非破壊試験		
	放射線透過試験	1 件	<u>4,810円</u>
	超音波探傷試験	1 件	<u>1,850円</u>
	略		
	その他材料試験		
	略		
	耐候性試験	略	
	微構造観察試験	<u>1 件</u>	<u>7,490円</u>
	和文試験成績書副本	略	
	略		
	食品・食品原料分析		
	略		
	特殊分析		
略			
全プロテアーゼ活性	略		
小麦たんぱく質（電気泳動法）	<u>1 件</u>	<u>12,400円</u>	
その他	略		
略			
376~419 略			
420 家畜検査手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項又は第31条第1項の規定による		

型医療施設指定申請手数料			
246の10 指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料	略		
246の11~374 略			
375 香川県産業技術センター手数料	非破壊試験		
	放射線透過試験	1 件	<u>2,580円</u>
	超音波探傷試験	1 件	<u>1,200円</u>
	略		
	その他材料試験		
	略		
	耐候性試験	略	
	和文試験成績書副本	略	
	略		
	食品・食品原料分析		
	略		
	特殊分析		
	略		
全プロテアーゼ活性	略		
その他	略		
略			
376~419 略			
420 家畜検査手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項又は第31条第1項の規定による		

<p>家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）</p> <p>略</p> <p>腐^そ蛆病検査</p> <p>牛白血病検査</p> <p>牛カンピロバクター症検査</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>1頭1回</p> <p>略</p>	<p>700円</p>	<p>家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）</p> <p>略</p> <p>腐^そ蛆病検査</p> <p>牛カンピロバクター症検査</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>略</p>	<p>略</p>
<p>421~598 略</p>			<p>421~598 略</p>		
<p>備考 略</p>			<p>備考 略</p>		

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料(25)の項の改正規定は、平成24年12月1日から施行する。